

## 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書

先の国会で成立した医療「改革」法には、入所介護や入院を担っている38万床の療養病床(介護療養病床13万床、医療療養病床25万床)を大幅に削減し、2012年までに介護療養病床は全廃、医療療養病床は15万床にすることが盛り込まれました。

政府は、削減する23万床で療養している人々を「介護施設や在宅に移す」と言っていますが、現在、特別養護老人ホームの待機者は、全国で38万人を超えています。

すでに7月1日から廃止・削減計画が始まり、退所者が生まれています。このままでは、多数の「介護難民」「療養難民」を生み出すこととなります。

また、法律には、高齢者の患者負担を大幅に引き上げることも含まれています。高齢化の進行とともに、今後、一人暮らしや高齢者世帯の増加が予想されます。療養病床の廃止・削減や高齢者の患者負担増を中止し、医療・介護の環境整備・拡充が求められています。

厚生労働省は、06年の診療報酬改定でリハビリの日数制限を実施しました。このリハビリ打ち切りは、保険による医療の打ち切りの始まりであるばかりでなく、障害を持った人の「人間の可能性」「人間の尊厳」を否定するものであり、日数制限は撤回すべきです。療養病床の廃止・削減と患者負担増を中止し、医療・介護の環境整備・拡充を実現するよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

1. 高齢者が地域で安心して療養できる施設やベッドをなくさないで下さい。
2. 高齢者の患者負担を、これ以上増やさないでください。
3. リハビリの日数制限を撤廃し、個々の患者の必要性に応じて行えるようにしてください。

平成18年12月19日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
財務大臣 殿

## 医師・看護師等の増員を求める意見書

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。特に看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」という看護師は1割にも届かず、4分の3が辞めたいと思っているほどです。

欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められています。看護職員については、少なくとも「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上」の配置にすることが必要です。

過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要です。「安全・安心のコスト保障が必要」であり、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められています。よって、安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

- 1、医師・看護師など医療従事者を大幅に増員してください。
- 2、看護職員の配置基準を、「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善してください。
- 3、夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正してください。

平成18年12月19日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
財務大臣 殿

---

### 後期高齢者の命と健康を守るために後期高齢者 医療制度の充実を求める意見書

医療制度改革関連法の成立により、75歳以上を対象とした「後期高齢者医療制度」が平成20年度から実施されます。

この制度は、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合により運営され、ま

た、診療報酬体系は75歳未満の高齢者と別立てとするなど、独立した医療制度となります。

しかし、同制度については、医療サービスや保険料に広域連合間で格差が生じる可能性があること、原則対象者全員から保険料を徴収することとされているため、これまで被用者保険の被扶養者となっていた高齢者に新たな負担が生じること等の問題点が指摘されています。

今後、一層の高齢化が進む中で、すべての高齢者が安心して暮らせるようにするためには、保険料負担や医療サービスに地域格差が生じないようにするとともに、世代間の負担の均衡に配慮しつつも高齢者の負担が過度にならないよう、特に低所得の高齢者については、十分な配慮がなされることが望まれます。

よって、国及び県においては、75歳以上のすべての高齢者が安心して医療を受けることができるよう、後期高齢者医療制度の充実を図るため、下記事項について要望いたします。

#### 記

- 1．後期高齢者医療制度は、日本国憲法第25条の生存権を保障し、いつでもだれでも平等に医療を受けることができるものとなるよう、地域による医療の格差を生じさせないこと
  - 2．低所得の高齢者に対しては、保険料及び窓口一部負担金の減免を行うなど十分な配慮を行うこと
  - 3．広域連合の運営においては、後期高齢者の意思を十分に反映させ、透明性が確保され、情報公開請求の際には速やかに情報開示がなされるようにする等、制度づくりに当たっては必要な配慮を行うこと
  - 4．市町村に課せられる運営負担割合を少なくすること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月19日

一 関 市 議 会

厚生労働大臣 殿  
岩手県知事 殿